

平成 29 年度 あさひふれあい助成金変更点

2 助成対象事業

◆新規立ち上げ事業

次に該当する事業の新たな立ち上げについて、あさひふれあい助成金A5区分に申請することができる。

- ①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く）、傾聴活動（施設支援の傾聴を除く）
- ②集いの場（サロン、ミニデイサービス、茶話会、認知症カフェ、会食会、子ども食堂、若者支援、子育て支援事業等）、配食事業
- ③障害児者活動、障害児者支援活動
- ④送迎事業

【条件】回数条件については、てびき1ページ「助成区分一覧」を参照

- ・ 上限は4万円
- ・ 申請年度内に3か月以上実施すること